

**【答申の概要】（諮問第256号）静岡県警察における特定の交流研修に関する調査資料及び静岡県議会宛てに提出された陳情書に対する報告に至った調査資料の非開示決定に対する審査請求**

件名	静岡県警察における特定の交流研修に関する調査資料及び静岡県議会宛てに提出された陳情書に対する報告に至った調査資料の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<p>文書1…令和4年9月12日付け静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくて問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事に関する調査内容が記載された文書</p> <p>文書2…「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の内容が採られた」という、静岡県議会文教警察委員会における発言に至った調査内容が記載された文書</p>
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県警察本部長
諮問期日	令和5年9月1日
主な論点	本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当か。
<p><b>審査会の結論</b></p> <p>静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。</p> <p><b>審査会の判断</b></p> <p>(1) 本件決定の分類について</p> <p>本件請求は3件の開示請求から成るが、別記1及び別記2の請求内容をみると、監察課長文書に関する決定である本件決定1、本件決定2及び本件決定4の組合せと、実施機関が静岡県議会において行った発言の調査内容に関する決定である本件決定3及び本件決定5の組合せの2種類に分類することが可能であり、実施機関の弁明もそのように分類されているため、当審査においても、この2分類を採用し、以下審査する。</p> <p>(2) 本件決定1、本件決定2及び本件決定4について</p> <p>実施機関は、監察課長文書を作成するためのメモは存在していたが、あくまでも個人的なメモであり公文書ではなく、既に廃棄済みのため、請求対象公文書1、請求対象公文書2及び請求対象公文書4を保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件各決定を行った。</p> <p>これに対し、審査請求人は、調査資料が存在しているはずである旨を主張し、また、文書特定に不備がある旨も併せて主張し、各決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書1、請求対象公文書2及び請求対象公文書4を不存在としたことの当否について検討する。</p> <p>ア 請求対象公文書1の特定について</p> <p>別記1 No.1の内容を見ると、「監察課が行った調査内容の開示を証拠として求める。結果発言だけでなく証拠の提示を求める。」とされているところ、一般に、「AだけでなくBも」との表現により請求を行う場合、A、Bいずれか一方のみが請求対象となるのではなく、A、B双方が請求対象となるものと解される。</p>	

しかし、弁明書の記述では、「証拠」のみを対象文書として特定しており、「結果発言」について特定した形跡がない。この点について、当審査会事務局職員をして実施機関の認識を確認させたところ、「結果発言」とは、審査請求人が既に保有している監察課長文書と思われる、また、「証拠の提示を求める」という部分に下線が引かれ強調されていることから、「結果発言」以外の「証拠」を開示してほしい旨と解釈したとの説明があった。

審査請求人は意見書にて、監察課長文書を開示対象とすべき旨を主張するが、審査請求人は既に監察課長文書を保有している旨を開示請求書にて主張しており、その点を踏まえれば、改めて当該文書を開示する意義に乏しく、開示決定時点で実施機関が「証拠」のみを開示対象として特定したことは、不合理とはいえない。

また、「証拠」については、審査請求人が「その監察課が行った調査内容の開示」としていることから、実施機関が監察課長文書の調査資料を対象公文書として特定したことは、妥当といえる。

#### イ 請求対象公文書2及び請求対象公文書4の特定について

請求対象公文書2及び請求対象公文書4の特定においては、実施機関と審査請求人との間で複数回の補正が行われ、審査請求人は、最終的に、実施機関が特定した公文書が開示請求したい公文書と相違ない旨を回答しているため、文書の特定は妥当である。

#### ウ 本件決定1、本件決定2及び本件決定4の妥当性について

実施機関は、監察課長文書を作成した当時、担当者が作成した聞き取りメモが資料として存在していたが、あくまでも個人的なメモであって公文書ではなく、廃棄済みである旨を主張する。

たしかに、監察課長文書の案を作成する段階での個人的な検討資料であれば、当該メモは私文書であり、当該文書の決裁後にまで保存しておく必要はないといえる。しかし、例えば当該メモが監察課長文書の起案文書に添付されている場合等、組織共用性があると認められる場合、メモ又は検討資料であったとしても、私文書ではなく公文書であるといえる。また、メモそれ自体が廃棄されていたとしても、当該起案文書に何らかの説明資料が添付されていたり、経緯等が記載されていれば、それらは請求対象公文書となり得る。

そこで、当審査会事務局職員をして監察課長文書の起案文書を確認させたところ、メモその他の資料は添付されておらず、当該起案文中に、経緯等の記述もなかった。

一般的な事務対応として、監察課長文書のように、何らかの依頼への回答や結果を通知する文書を作成、発出する場合、意思決定の背景等を記録しておくために、当該文書の作成経緯や聞き取り内容等を記述した説明資料を起案文書に添付することが考えられるが、経緯等を決裁時に口頭で説明することで足りるなど、説明資料の作成を省略する場合も考えられる。

監察課長文書のような文書を発出する際、意思決定がどのように行われるべきかはともかく、実際の対応として、メモ等の添付や起案文書中に経緯等の記述はなく、決裁後にメモを廃棄したことも不自然、不合理とまではいえない。

したがって、請求対象公文書1、請求対象公文書2及び請求対象公文書4を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

#### (3) 本件決定3及び本件決定5について

実施機関は、公文書開示請求時点において、文書は保存期間の経過により、既に廃棄済みであ

り、また、他には存在しないため、請求対象公文書3及び請求対象公文書5を保有していないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件各決定を行った。

これに対し、審査請求人は、調査資料が存在しているはずである旨を主張し、各決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、請求対象公文書3及び請求対象公文書5を不存在としたことの当否について検討する。

ア 請求対象公文書3及び請求対象公文書5の特定について

請求対象公文書3及び請求対象公文書5の特定においては、実施機関と審査請求人との間で複数回の補正が行われ、審査請求人は、最終的に、実施機関が特定した公文書が開示請求したい公文書と相違ない旨を回答しているため、文書の特定は妥当である。

イ 本件決定3及び本件決定5の妥当性について

実施機関は、特定の警察職員に係る海外研修の事務は平成23年度中に行われたものであり、公文書開示請求時点において、公文書の保存期間3年が経過しているため関係文書は廃棄済みである旨を主張し、併せて、研修募集時における実施機関の通例を示し、静岡県議会には通例に基づき報告したのであって、報告に際して調査は行っていない旨を主張する。

県議会への報告時点で、実施機関が平成23年度当時の研修関係文書を保有していない以上、通例どおりの対応をしたとして報告したことは不自然とはいえず、報告内容として不足はないと実施機関が判断したのであれば、それ以上の調査を行っていないとしても、不合理とはいえない。

したがって、請求対象公文書3及び請求対象公文書5を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、当該文書を保有していないとして非開示（不存在）とした決定は、妥当である。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、審査会の結論のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

No.	内 容
1	<p>令和4年9月12日付で、「<u>英語が話せなくて問題ない。</u>」と発言した事実は確認されませんでした、とされた。静岡県警察本部としての、監察課課長の返事において文書を送付された。それは当方が証拠8として提示している。</p> <p>それは、①〇〇警視〇〇署副署長と②〇〇署〇〇警部課長の罰則規定のある、地方公務員災害補償基金での証言である、<u>募集要項に語学は含まれておらず、自分が本部へ確認した中でも、英語が話せなくても問題ないと聞いた。また、本人へもそうしたことを伝えていた。（これは基金で〇〇警視〇〇署副署長が証言した。）</u>これは、<u>甲第9号証に〇〇警部の証言</u>としても、裁判で採用された。</p> <p>このような虚偽が平気でなされた。静岡県警の不正・不誠実に抗議し、その監察課が行った調査内容の開示を証拠として求める。</p> <p>結果発言だけでなく<u>証拠の提示を求める</u>。議会における県警の処置状況の背景証拠の開</p>

	示があつてこそ（私の方の証拠提示は既にしているのだから）対等の立場である、と考える。
2	（略）
3	（略）

※下線は、審査請求人が付したものである。

別記2 補正後の開示請求の内容と本件決定との対応関係

No.	開示請求の内容	本件決定
1	（補正なし）	1
2	(1) 令和4年9月12日付、静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくて問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事に関する調査内容が記載された文書	2
	(2) 「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の内容が採られた」という、静岡県議会文教警察委員会における発言に至った調査内容が記載された文書	3
3	(1) 令和4年9月12日付、静岡県警察本部監察課長からの、「英語が話せなくて問題ない。」と発言した事実は確認されませんでした、との返事に関する調査内容が記載された文書	4
	(2) 「主催者が作成した募集要項を職員にそのまま示すのが通例であり、本件においても、同様の内容が採られた」という、静岡県議会文教警察委員会における発言に至った調査内容が記載された文書	5